

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の改正案に関する意見募集の結果について

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	全体	<p>ガイドラインは、法令に対応するための正確で明快な解釈や基準が求められるものであることから、明確化を図る今回の改正については歓迎すると同時に、内容についても賛同いたします。</p> <p>また、社会環境や技術進化などに即応した活用しやすいガイドラインであり続けるために、今後も不断の見直しを希望いたしますが、必要以上の詳細化や例示の羅列により、事業者の創意工夫や柔軟な対応を阻害することがないように配慮もお願いいたします。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>
2	全体	<p>今回のガイドライン改正の趣旨・目的は、当ガイドラインで求められている事項につき誤解されないよう「記載をより分かりやすくすること」にあり、基本的には、改正前のガイドラインを遵守している事業者に対して新たな義務を生じさせるものではないとの理解でよいか確認させていただきたい。</p> <p>【一般社団法人生命保険協会】</p>	<p>本案は、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的としたものであり、義務の内容等について誤解等が無いよう、分かりやすくお示したものです。</p>
3	3-4-3(1)	<p>ある事業者が全ての委託元から「当該委託元企業が提供したデータを他の委託元企業から受け取った個人データと突合・解析し、非個人データ化された解析結果を各委託元企業に返却すること」を業務内容として委託を受ける場合、各委託元企業から当該事業者への個人データ提供はガイドライン3-4-3(1)の委託の範囲内となるでしょうか？</p> <p>【個人】</p>	<p>個別の事例ごとに判断することになりますが、一般に、各委託元企業において特定した個人情報の利用目的の範囲内であり、かつ、個人データを第三者提供することについての本人の同意を有効に取得している等の事情が存在しない場合には、個人情報保護法ガイドライン3-4-3(1)の委託の範囲外になると考えられます。</p>
4	3-4-3(1)	<p>「(1)委託(法第23条第5項第1号関係)」について、ガイドラインなのでもう少し平易な文章なほうが分かりやすいのではないか。</p> <p>【一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、本ガイドラインは、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として定めるものであるところ、引き続き内容の周知広報等に努めてまいります。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
5	3-4-3(1)	<p>・ガイドラインの明確化について、意見募集を経てオープンにルールを決めていく姿勢について評価し、継続してほしい。</p> <p>・委託関係の記述の厳密化については、内容は支持するものの、「本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある」の表現について一考をお願いしたい。</p> <p>・「一体のもの」の表現が既定のガイドライン等で使用されていることは理解できるものの、新たに同一表現が追加で広まることは、以下の理由により、世界で共通している管理者・処理者の責任と役割への配慮に逆行するものであり、十分な検討が必要だと考える。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>・諸外国法制度で一般的なコントローラ（管理者）とプロセッサ（処理者）の義務と守るべきルールの違いを踏まえていない。「主体との関係において」という限定がついているものの、「一体のもの」と表現されると処理者にとって、個人データに対し与えられた能力以上の義務と責任が課せられる恐れがあり、処理者の責任範囲を逸脱し管理者との責任分担を曖昧にしまう。データ主体に対しても、管理者でなく処理者に直接管理状況を問うべきなどの期待をさせかねない。結果として、適切な個人情報の管理そのものができにくくなる恐れがある。</p> <p>・具体的には委託処理事業者に開示・訂正・利用停止などの請求がきた場合でも、処理者は管理者の指示なしにはそれらに対処できない（GDPRのPRPにおけるチェック項目）ので主体から見てもそれは本当は「一体」とは言えない。</p> <p>・管理者、処理者の概念の導入は将来的な課題であるが、現状ではその概念に逆行する表現は避け、個別の委託契約において定められた範囲内での利用を厳密化した表現とする方が良い。</p> <p>（修正案）</p>	<p>法上、管理者・処理者という概念はなく、また、委託先が法第23条第1項の「第三者」に該当しない理由は、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるという解釈をしているため、現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>「本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者（処理者）とは、合意の範囲を継承する管理者との間で委託契約の下で取り扱われるため、・・・」としてはどうか？</p> <p>【一般社団法人情報サービス産業協会】</p>	
6	3-4-3(1)	<p>複数の委託を受ける事業者がそれら委託元の異なる個人データを個人情報の本人毎に突合する処理を行う場合は法 23 条 5 項の「委託」を逸脱するものであることを確認したい。</p> <p>【理由】</p> <p>改正案で追記される記載には「委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない」とあるが、以下の場合がその「できない」場合に当たると理解してよいか、確認したい。</p> <p>○ 複数の異なる事業者からの業務委託を受けた受託事業者が個人データを処理する場合に、それら複数の受託で提供を受けた個人データについて、データを統合して統計分析する目的で、個人データの本人毎に突合を行うことは、たとえ統合して得られる情報が統計量等の非個人情報に限られる場合であっても、「委託された業務以外」の個人データの取扱いに当たり、「第三者に該当しない場合」に当たる。</p> <p>○ 上記の場合で、さらに、業務委託元の各事業者の全てがそのような突合によるデータ統合を業務として業務委託する場合についても、たとえそれが業務委託された業務に係る取扱いであろうとも、そのような業務自体が法 23 条 5 項の「委託」を逸脱するものであり、この場合も「第三者に該当しない場合」に当たる。</p> <p>【一般財団法人情報法制研究所個人情報保護法研究タスクフォース】</p>	<p>法第 23 条第 5 項第 1 号の「委託」に該当するか否かは、個別の事例ごとに判断することになりますが、複数の委託を受ける事業者が各委託元から委託に伴い提供を受けた個人データを個人情報の本人ごとに突合する処理を行うことは、各委託元企業において特定した個人情報の利用目的の範囲内であり、かつ、個人データを第三者提供することについての本人の同意を有効に取得している等の事情が存在しない限り、法第 23 条第 5 項第 1 号の「委託」には該当しないと考えられます。</p>
7	3-4-3(1)	<p>委託を受けて個人データを処理するに際してその処理方法の技術向上のための研究・開発を当該データを用いて行うことは法 23 条 5 項の「委託」を逸脱するものではないことを確認したい。</p>	<p>法第 23 条第 5 項第 1 号の「委託」に該当するか否かは、個別の事例ごとに判断することになりますが、個人データを用いたデータ分析の処理を委託された事業者が、データ分析の技術を向</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>【理由】  改正案で追記される記載には「委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない」とあるが、以下の場合がそのような「できない」場合に当たらないと理解してよいか、確認したい。  ○ 個人データを用いたデータ分析の処理を委託された受託事業者が、受託したデータ処理を行う過程において、データ分析の技術を向上する目的で、複数の分析方法を用いて結果を比較するなど、分析技術の改善のための研究・開発を、提供を受けた個人データを用いて行うことは、委託元事業者が特段それを禁止するなど制限していない限り、個人データの目的外利用に当たらず、法23条5項の「委託」を逸脱するものではなく、「第三者に該当しない場合」に当たらない。  【一般財団法人情報法制研究所個人情報保護法研究タスクフォース】</p>	<p>上する目的で、その分析処理結果を利用することも、委託元の利用目的の達成に必要な範囲内である限り、法第23条第5項第1号の「委託」を逸脱しないと考えられます。</p>
8	3-4-3(1)	<p>【意見】  「委託された個人データの取扱いに関する業務以外」の具体的な内容を明記して頂きたいです。なぜなら、委託先への監督責任の内容に影響があると考えからです。</p> <p>【理由】  「委託された個人データの取扱いに関する業務以外に個人データを利用することはできない」は、「委託された個人データの取扱いに関する業務」を超え、委託先が行っている事業のために当該個人データを利活用することは認められないと解する事ができます。そうすると、委託された業務を超え、委託先事業のために「当該個人データを統計情報に至るまで加工し」利活用する場合も認められないと解するのでしょうか？  例えば、</p>	<p>委託された業務以外に個人データを取り扱っている事例の具体例については、実態に即してQ&amp;A等においてお示しすることを検討してまいります。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ある会社（個人情報取扱事業者）が、当該会社の従業員から「人事管理のため」に取得した個人情報（個人データ）を、人事管理システムを開発・運営するシステム会社に「当該会社従業員の人事管理のため」に業務委託した場合を考えます。</p> <p>このようなシステム会社が、委託された人事管理業務を行うに加え、運営しているシステム開発・改良を施すため委託された個人データの処理・分析等を行うことは、「委託された個人データの取扱いに関する業務」である人事管理業務を超え、システム会社の事業（システム開発運営）と言え、「委託された個人データの取扱いに関する業務以外」となり、このような行為は許されないと考えられます。またこのように考えると、委託元である会社は、システム会社に個人データを委託する際の監督責任として、このような行為を控える（禁止する）対応義務が生じることになりそうです。</p> <p>個人データを統計情報に至るまで加工すれば法規制の対象にはなりません。しかし、システム会社の行うデータ処理・分析等が、統計情報に至るまで加工されているか否かについては、委託元にはわからないのが現状です。そうすると、委託元は、（少なくとも）委託先への監督責任として統計情報に至るまで個人データを加工している旨の確約を得る必要があるのでしょうか。</p> <p>「委託された個人データの取扱いに関する業務以外」をどのように解釈すべきか、特に、当該個人データの統計情報に至るまでの加工行為の目的が「委託された個人データの取扱いに関する業務以外」であれば禁止されると解釈する事になるのか（否か）、ご検討頂けますと幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
9	3-4-3(1)	<p>&lt;委託先による個人データの利用&gt;</p> <p>今回追記された事項は、委託先において、提供した個人データが委託業務の範囲内で利用されていることを従来から適切に管</p>	<p>個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>理している委託元に対し、追加的な管理を求めるものではないとの理解でよいか確認させていただきたい。</p> <p>【一般社団法人生命保険協会】</p>	<p>督を行う必要がありますが、今回追記した内容はこれに追加的な監督義務を課すものではありません。</p>
10	3-4-3(1)	<p>【意見】</p> <p>「…委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。」</p> <p>に続けて、</p> <p>「仮に委託された業務以外の目的で当該個人データを取り扱う必要が生じた場合は、提供元が本人の同意を得たうえで当該個人データを提供先へ第三者提供するか、又は提供元と提供先の間で別途委託契約を締結する方法によることとなる。」</p> <p>の一文を加えてはどうか。</p> <p>【理由】</p> <p>近時、情報処理業務の委託を受けて元データを保有している事業者が、委託元から別途、匿名加工情報の作成も委託されるケースが増加していることから、委託の（一体のものと取り扱われる）範囲を明確に示す必要があるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>仮に提供先において、委託された業務以外の目的で当該個人データを取り扱う必要が生じた場合は、当該個人データを第三者提供することについてあらかじめ本人の同意を得ることが考えられます。また、新たに提供元が委託する業務に含める場合は、別途委託契約を締結する方法等が考えられます。</p>
11	3-4-3(1)	<p>【意見】</p> <p>「…委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。」</p> <p>について、例えば次のような具体例を明記してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●委託契約の範囲外の加工、利用の禁止</li> <li>●委託契約の範囲外の複写、複製</li> </ul> <p>22条の解説に具体例を挙げることも考えられる。</p> <p>【理由】</p> <p>委託業務のために保有しているデータを匿名加工して利用したいと考える事業者が増えていることから、契約範囲を超える加</p>	<p>一般に、委託先において、委託された業務以外に、当該個人データを加工、利用、複写、複製することは認められません。このような委託された業務以外に当該個人データを取り扱う場合に関する具体例については、実態に即してQ&amp;A等においてお示しすることを検討してまいります。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>工や複写複製、利用の禁止を、事業者に分かりやすい具体例を挙げて明確に示したほうがよい。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	
12	3-4-3(1)	<p>【意見】</p> <p>「委託元が個人データの管理を委託している場合、委託先は個人データについて取扱い権限がないため、委託先で匿名加工情報を作成することはできない。」旨、追記していただきたい。</p> <p>作成することができるのであれば、委託の範囲を超えていない理由とともにその旨を明記いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>委託先は委託元から預かった個人データについて自由に取扱い権限を有する、との危険な思い違いが散見されるため、注意喚起をお願いしたい。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>一般に、委託元が個人データの管理のみを委託している場合において、委託先が自ら利用する目的で当該個人データから匿名加工情報を作成することは認められません。このような委託された業務以外に当該個人データを取り扱う場合に関する具体例については、実態に即してQ&amp;A等においてお示しすることを検討してまいります。</p>
13	3-4-3(1)	<p>【意見】</p> <p>「委託された業務の範囲内でのみ」に「委託契約において認められた業務範囲を含む」を付加し、「委託契約において認められた業務範囲を含む、委託された業務の範囲内でのみ」とする。</p> <p>【理由】</p> <p>2016年に発行された国際規格（ISO/IEC 19086-1:2016, Information technology - Cloud computing - Service level agreement (SLA) framework - Part 1: Overview and concepts）はクラウドサービス利用者とクラウドサービス提供者のSLA（サービスレベル合意書）の枠組みを規定した規格ですが、クラウドサービス利用者とクラウドサービス提供者間における、カスタマデータの利用目的、範囲についての合意に基づき、当該データをクラウドサービス提供者が取り扱う場面を規定してお</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、委託された業務の範囲内には、委託契約において認められた個人データの取扱いに関する業務範囲を含むものと考えられません。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>り、カスタマデータには個人データも含まれることが想定されています。</p> <p>提供先における個人データの取り扱いについても同様に、通常、委託契約において、委託された業務を遂行するうえで必要となる、提供先による個人データの取り扱い範囲や取り扱い方法が具体的に規定され、契約により規律されますので、意見で述べさせていただいたように、この点を明確にするのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>&lt;以下 ISO/IEC 19086-1:2016 からの抜粋です。&gt;  10.12.4 Cloud service provider data component  10.12.4.1 Description  ISO/IEC 17788 defines cloud service provider data as a class of data objects unique to the operation of the cloud service under control of the CSP. Unless the CSC and CSP specifically agree to include other data objects or data classes, all data used only to provide the cloud service is CSP data. Access control lists that govern tenant access to resources are an example of CSP data.</p> <p>*) CSC = Cloud Service Customer, CSP = Cloud Service Provider</p> <p style="text-align: center;">【日本オラクル株式会社】</p>	
14	3-4-3(3)	<p>「(既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、) 当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内である必要がある」と記載されているが、その「範囲内」に該当するケースとしては、ガイドラインの同項上の【共同利用に該当する事例】(以下)に記載されている内容との理解でよいか。</p>	<p>本案でお示ししている「共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内」に含まれるかは個別の事例ごとに判断することになります。</p> <p>個人情報保護法ガイドライン3-4-3(3)で「共同利用に該当する事例」として例示している内容についても、個別の状況に応じて、「社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等</p>



No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>事例 1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的(法第 15 条第 2 項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。)の範囲内で情報を共同利用する場合  事例 2) 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合  事例 3) 使用者と労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で取得時の利用目的の範囲内で従業員の個人データを共同利用する場合</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内」に該当する場合があるものと認識しております。</p>
15	3-4-3(3)	<p>「(既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、) 当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内である必要がある」と記載されているが、共同利用を行う際の本人宛通知の時点(又は本人が容易に知り得る状態に置く時点)で、共同して利用する者の範囲や利用目的等について、本人が通常予期しうると客観的に認められる程度の丁寧な説明を行うことを前提に、異業種の企業等と共同利用することも可能であるとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>本案でお示ししている「共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内」に含まれるかは個別の事例ごとに判断することになります。</p> <p>このため、「本人が通常予期し得ると客観的に認められる程度の丁寧な説明を行う」が具体的にどのような内容であるかによることとなりますが、個別の状況に応じて、「社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内」に該当する場合があるものと認識しております。</p>
16	3-4-3(3)	<p>1. GL 通則編 52 頁に、「当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、」との加筆がされた点について。</p> <p>2. 上記加筆がされた文(「また、既に」～(以下略))は、その文理上、共同利用に関する事項を通知・公表等する前に本人から取得した個人情報(以下「取得済情報」という)であっても、当該個人情報の共同利用の開始前に(GLのQA5-29)共同利用に関する事項の通知・公表等をすれば、共同利用をすることが</p>	<p>本案でお示した内容は、法第 23 条第 5 項第 3 号の規定に基づくものです。同号は、新たに共同利用の対象となる個人データが既に取得済みのものであることを許容しておりますが、その際には当該共同利用が社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内であることを明確化したものです。</p> <p>一方、ご指摘の 3-4-3(3) &lt;共同利用に係る事項の変更(法第 23 条第 6 項関係)&gt;の記載は、法第 23 条第 6 項の趣旨を説明しているものです。同項は事後的に「共同利用の場合の利用目的」、「管理に関する責任者」に関して変更する際には、共同</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>できるとしている。</p> <p>ところで今回の上記加筆の趣旨を考えるに、それは、“上記帰結は、本人から個人情報を取得した時点では当該個人情報が共同利用されるとの通知・公表等がなされていないのに事後的に共同利用の対象とされ利用主体が拡大するという点で、元々の利用目的を事後的に変更する場合と同根の問題を孕んでいる”、という見方に基づき、個人情報保護法 15 条 2 項（を解釈することによって導かれた“事後変更は通常予期しうと客観的に認められる範囲内にとどまるべし”という規範）と同様の規律に服せしめることにありと推察され、それ自体は理解することが可能である。</p> <p>3. しかし、翻って GL 通則編 55 頁を見るとどうであろうか。同頁には、「なお、「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則として認められないが～（以下略）」とある。では、共同利用者の範囲等を例えば拡大するにはどうすればよいかと読み進むと、その趣旨が理解困難な事例 2（「名称に変更」を字義通りに受け取れば法人格には同一性があるはずで、ここで例外として挙げられるのは極めて不可解である）や一見して無関係な事例 3 を除けば、事例 1 により再同意の取得が必要とされるようである。</p> <p>しかしながら、これはいかにもおかしい。2 で述べたように、共同利用を「開始」して利用主体を拡大することは、たとえ取得済情報との関係であっても許されているのである。今回の加筆によっても、利用目的の事後変更と同様の規律に服することが明確化されたに過ぎない。これに対し、共同利用をひとたび「開始」した後は、拡大の範囲が「本人が通常予期しうと客観的に認められる範囲内」か否かとは無関係に、再同意なかりせば一切の利用範囲の拡大が許されないとされているのである。</p> <p>取得済情報の本人からすれば、新たに「開始」しようが、「開</p>	<p>利用を始めるときと同様、その内容を本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くべきことを求めています。この場合において、変更後の利用目的は、「社会通念上、本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内」である必要があります。</p> <p>同項で「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用される者の範囲」の変更に関する定めが置かれていない趣旨は、当該内容が複数の者を一体とみなす共同利用の制度の基盤であり、本人に通知又は公表した内容の変更を行うことが本人との個人データの取扱いに関する信頼関係等の基本となる事項に関わるものであるため、利用目的及び管理に関する責任者についての変更と同列に並べることができないことによるものです。このため、当該内容に変更を行おうとする場合は、原則として本人の同意が必要とされていると解されます。</p> <p>したがって、法第 23 条第 6 項が「共同利用の場合の利用目的」と「共同して利用される者の範囲」を区別して取り扱っていることに鑑みれば、同条第 5 項第 3 号及び同条第 6 項の規定を全く同列に扱うことは不適切であり、3-4-3 (3) &lt;共同利用に係る事項の変更（法第 23 条第 6 項関係）&gt; の記載に変更を行うべきではないものと考えられます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>始」後に拡大しようが、両者ともに事後な利用範囲の変更という点で懸念することはあり得ても、後者のみを殊更に問題視する理由はないはずであって、上記のような別異取り扱いには合理的な理由がないと言わざるを得ない。</p> <p>また、このような制約（再同意を取得せよ等と命ずることは、本来行使し得べき約定又は約款法理上の変更権に対する制約であることを失念してはならない）の法令上の根拠という観点で考えても、“事後変更は通常予期しうると客観的に認められる範囲内にとどまるべし”という制約であれば、共同利用との関係では法文上の明確な根拠はないとはいえ、個人情報保護法 15 条 2 項の類推適用という正当化の余地があるが、再同意を取得せよなどとするには法令上の根拠は見当たらないから、GL 通則編 55 頁の記述は、GL 通則編 52 頁に比べ不均衡であるという点だけでなく、法治主義の観点でも問題があるといわなければならない。</p> <p>4. 以上のとおり、GL 通則編 55 頁の該当記述は不合理な差別をし、かつ、法治主義上の問題があるから、今回、密接に関連する GL 通則編 52 頁にのみ加筆をして GL 通則編 55 頁の記述をそのままにすべきではなく、同頁も 52 頁と同様に“事後変更は通常予期しうると客観的に認められる範囲内にとどまるべし”という制約に服するとの記述に変更すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
17	3-4-3(3)	<p>6 ページの改正案欄の 10 行目「当該共同利用」、13 行目「共同利用」は、それぞれ「当該利用」、「利用」のほうが適当と思います。法第 23 条第 5 項第 3 号の規定には「共同利用」という文言はないから。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「共同利用」の文言は、現行の個人情報保護法ガイドラインでも使用されている表現であり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます</p>
18	3-4-3(3)	<p>本改正に賛成である。 適切な改正であると思われた。 なお、共同管理を行う場合において、個人情報データベース等</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。なお、法第 23 条第 5 項第 3 号に基づき、共同利用を行う場合には、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>やその内の保有個人データがどのような扱いになっているのかについては事業者にきっちり示させるようにする運用を行う事を求めたい。(共同管理を行う場合の個人情報データベース等保有者がどの事業者なのか示されていない事が多く、その問い合わせを行っても、個人情報保護法 27 条趣旨に反して、数週間、酷い場合には数ヶ月応答すら無い事が多いのである。そのような事態は誰も味わいたくないものである、)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>利用目的及び当該個人データの管理に責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くことが求められています。</p>
19	3-4-3(3)	<p>「(既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、) 当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内である必要がある」と記載されているが、その「範囲内」に該当するケースとしては、ガイドラインの同項上の【共同利用に該当する事例(以下)】に記載されている内容との理解でよいか。</p> <p>事例 1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的(法第 15 条第 2 項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。)の範囲内で情報を共同利用する場合 事例 2) 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合</p> <p>【理由】 厳格化のレベル感を確認するため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>本案でお示ししている「共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内」に含まれるかは個別の事例ごとに判断することになります。</p> <p>このため、個人情報保護法ガイドライン 3-4-3(3)で「共同利用に該当する事例」として例示している内容についても、個別の状況に応じて、「社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内」に該当する場合があるものと認識しております。</p>
20	3-4-3(3)	<p>共同利用の是非を判断する条件として、「社会通念上、共同で利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内である」に加え、「当該個人データの内容や性質等に応じて判断する」ことが and 条件になるということですが、当該「内容や性質等」とは、具体的には</p>	<p>「当該個人データの内容や性質等に応じて判断する」という記載は、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用しようとする場合に、その可否を判断する際に考慮すべき要素として示したものです。</p> <p>したがって、「内容や性質等」の具体的内容は個別の事例ごとに</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>どのようなものかを、例示等をお示しいただきたい。</p> <p>【理由】 内容について不明確であるため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>検討する必要がありますが、一般的には対象とする個人データの取得の経緯や、どのような項目が含まれるか等が該当するものと思われます。</p>
21	3-4-3(3)	<p>&lt;個人データを共同利用する際の留意点&gt; 今回追記された事項のうち「社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうる」と客観的に認められる範囲」は、共同利用開始時点において、共同利用しようとする個人データの性質等に照らして判断されとの理解でよいか確認させていただきたい。 【一般社団法人生命保険協会】</p>	<p>本案の趣旨は、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、「社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲」である必要があり、その上で当該個人データの内容や性質等に応じて、共同利用の是非を判断することを求めているものです。 なお、「社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲」は、個別の事例ごとに判断されることとなりますが、共同利用しようとする個人データの性質等も考慮要素になり得るものと思われます。</p>
22	3-4-3(3)	<p>【意見】 「社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうる」と客観的に認められる範囲内」とありますが、この範囲内に該当するのはどのような場合であるかを、例えば、3-4-3(3)の【共同利用に該当する事例】に記載されている事項が該当するのであれば、タイトルを【共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうる」と客観的に認められる事例】に変更する等により、明確かつ具体的に示してはいかがでしょうか。</p> <p>【理由】 事業者にとっては、どのような場合が共同利用になるのか、すなわち、共同利用となる範囲が明確かつ具体的であることが望ましいと考えられるため。</p>	<p>本案でお示ししている「共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内」に該当するか否かは、個別の事例ごとに判断することとなります。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<b>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</b>	
23	3-4-3(3)	<p><b>【意見】</b> 「当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し」とありますが、共同利用の是非の判断を行ったことに該当するのはどのような場合であるかを、例えば事業者における事例を3-4-3(3)に追記する等により、明確かつ具体的に示してはいかがでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b> 事業者にとっては、共同利用の是非についてどのような判断を行うべきかが、明確かつ具体的であることが望ましいと考えられるため。</p> <p style="text-align: center;"><b>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</b></p>	対象となる個人データの内容や性質等を踏まえて、共同利用を行うべきか否かを判断することを指します。
24	3-5-2(2)	<p>「3-5-2 保有個人データの開示（法第28条関係）」について、「より重い支障」の例示がないとわかりづらいのではないかと。</p> <p style="text-align: center;"><b>【一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会】</b></p>	「より重い支障」であるか否かは、社会通念に従い、支障の重大性、原状回復の困難性等を勘案した上、個別具体的な総合判断が求められます。
25	3-5-2(2)	<p>「また個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものではない」と追記されたが、特定範囲（項目）の開示請求をする顧客に対しては、当該特定範囲（項目）の開示をすることで足りるという理解でよいか。</p> <p><b>【理由】</b> 厳格化のレベル感を確認するため。開示業務の大半が特定範囲（項目）の開示に集中しているため。</p> <p style="text-align: center;"><b>【一般社団法人日本クレジット協会】</b></p>	本人が保有個人データの開示を請求する範囲を一部に特定した場合には、本人が特定した範囲で開示をすれば足りる。
26	3-5-2(2)	<p>本改正に賛成である。</p> <p>内容を見てみたが、改正内容については適切なものであると思われた。</p> <p>しかし例えば、医療機関において、医師が診療記録等を開示されるのが嫌だから、あるいは電気通信事業者において電気通信</p>	本案に賛同の御意見として承ります。なお、当委員会としては、開示請求への対応が法に基づいて適切に行われるよう、今後とも周知広報等に努めてまいります。

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>役務についてある一人の利用者が電気通信上で利用している役務についての利用状況等を開示するのが嫌だから（※1）、などという理由（本音としての理由。…現実の実際の開示手続においては法条と内容曖昧な文を「不開示の理由」として示すであろう。（当方は何度もそうされた。））での開示拒否がなされるのは問題であるので、法 28 条 2 項（の通常 2 号が用いられる。あるいは屁理屈により 1 号及び 3 号もであるが。）の例外については、「事業者が請求者本人に不適切な扱いをした事等についての記録開示を行う事により発生する追求・訴訟リスク等を避けるための拒否は許されない。」という様な形で注意をし、事業者に対し、不当な不開示を行わないよう釘を刺していただきたいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
27	3-5-2(2)	<p>「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合について、「業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的な時に限定され・・・」と記載されているが、その「例外的」に該当するケースとしては、ガイドライン上の事例（以下）に記載されている内容との理解でよいか。</p> <p>事例 1）試験実施機関において、採点情報の全てを開示することにより、試験制度の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>事例 2）同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当するか否かは個別の事例ごとに判断する必要がありますが、御指摘の事例 1）及び事例 2）は、保有個人データを本人に開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する場合があります。</p>
28	3-5-2(2)	<p>8 ページの改正案欄の 1 4 行目「個人データ」は、「保有個人データ」と記載すべきでは？ 前段の記載に倣って。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、個人情報保護法ガイドラインの改正案 3-5-2(2) 7 行目の「個人データ」を「保有個人データ」に修正いたします。</p>
29	3-5-2(2)	<p>本改正案は、保有個人データを本人に開示することにより個人</p>	<p>「一時的又は限定的な支障」であっても、「著しい支障」である</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合について、明確化を試みるものであると考えます。そのためには、「単なる支障」という基準ではなく、「一時的又は限定的な支障」を意味するものと詳述することを提案します。また、単に開示すべき個人データの量が多いというのみでは「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当しないことを明確にしつつも、他方で業務上の重大な支障とはならないようにするために、保有個人データの開示は「商業的に合理的」な努力で行えるものであるべきことに留意することが重要です。よって、契約実務において一般的に使われている「商業的に合理的な努力をもって」開示可能かどうか、との判断基準とすべきと考えます。従って、以下のとおり記載を修正することを要望します。</p> <p>原案：なお、「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、個人情報取扱事業者の業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定され、単に開示すべき個人データの量が多いという理由のみでは、一般には、これに該当しない。</p> <p>修正案：なお、「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、個人情報取扱事業者の業務の実施への支障が、一時的又は限定的なものにとどまらず、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定され、商業的に合理的な努力により開示が可能な限りにおいて、単に開示すべき個人データの量が多いという理由のみでは、一般には、これに該当しない。</p> <p style="text-align: center;">【BSA   ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	<p>と評価される場合があると考えます。また、法の規定上、「商業的に合理的な努力をもって」開示可能か判断するものでなく、法第 28 条第 2 項各号に定める事由に該当する場合に、その全部又は一部を開示しないことができるものです。</p>
30	3-5-6	<p>【該当箇所】 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部改正案の新旧対応表 3-5-6 開示等の請求等に応じる手続（法第 32 条関係）</p>	<p>個人情報取扱事業者は、法第 28 条第 2 項により、不開示事由に該当しない限り、求めがあった全ての保有個人データを開示する義務があります。</p>



No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>10 ページ 3 行目</p> <p><b>【意見】</b>  改正案は、本人が個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの「全部」の開示を請求することは妨げられない（ただし、法第 28 条第 2 項各号に該当する場合を除く）ことを明確化していると理解できるが、保有個人データの「全部」とはどのような意味かが問題となり得る。</p> <p>本人が個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの範囲を一部に限定せず、または「全部」の開示を請求した場合、個人情報取扱事業者が、本人の利便性を考慮し、同じ内容の保有個人データが複数あれば重複するものを削除し、または保有個人データの全部を対象として本人が閲覧しやすくなるように編集し、編集後に得られた保有個人データのみを開示する（編集前の保有個人データをそのまま開示しない）ことは、直ちに法第 28 条第 2 項の開示義務に反することとなるか、確認されたい。</p> <p><b>【理由】</b>  情報通信技術の進展、それに伴う産業の創出及び発展の状況等を踏まえると、個人情報取扱事業者の保有個人データは、立法時に比べて加速度的に増加し、かつ、様々な状態に置かれていることが考えられ（保有個人データを活用するために複数のデータベースにコピーされたものや、分析・加工される途中の生成物として記録されたものなどが、大量かつ分散的に保有されるなど）、現況に即して解釈を明らかにする必要があると考えられるため。</p> <p>本人が識別される保有個人データの全量の開示を当該本人から請求された場合、個人情報取扱事業者は、その量が多いという理由のみで、法第 28 条第 2 項ただし書きに基づき「業務の適</p>	<p>なお、開示の請求を行った本人から保有個人データをどのような方法等で開示すべきかについて特に指定がない場合には、法令に従って開示する必要がありますが、個人情報取扱事業者が、開示する保有個人データの方法等を提案し、開示請求を行った本人が当該方法等を希望した場合には、その方法等による開示を行うことも考えられます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある」として開示しないことができるとは解されないとしても、当該請求の趣旨が損なわれない範囲内で保有個人データの全量を対象とした編集を行い、編集後に得られた個人データのみを開示することについては、法の趣旨に照らしてどのように解釈されるべきかを明らかにされたい。</p> <p>仮に、様々な状態に置かれた保有個人データの全部を、編集前のものを含めてそのまま開示する場合、本人にとっては冗長または意味内容がわからないものを含む大量の保有個人データに対しても、その開示に係る法 33 条に基づく手数料を徴収され、本人の不利益となることが生じ得る。このような場合、本人が当該手数料を支払ってでも編集前の保有個人データをそのまま開示してほしいという特別の申し出がない限り、通常は、編集後の保有個人データのみを開示することは、本人および個人情報取扱事業者のいずれの立場からも、一定の合理性があるといえるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
31	3-5-6	<p>&lt;保有個人データの開示等の請求等に応じる手続&gt;</p> <p>法第 32 条第 2 項前段は、「個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。」と規定しているところ、今回追記された事項によっても本人との間で開示請求等の対象となる個人データを特定するために対話することが否定されるものではないとの理解でよいか確認させていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人生命保険協会】</p>	<p>個人情報取扱事業者は、法第 32 条第 2 項前段により、開示を請求している本人に対して、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができるため、個人データを特定するために対話することを否定するものではありません。本人が、この求めに応じて開示を請求する範囲を一部に特定した場合には、個人情報取扱事業者は、本人が特定した範囲で開示すれば足りる。</p> <p>ただし、法第 32 条第 2 項前段は、本人に対し、開示を請求する保有個人データの範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもありません。</p>
32	3-5-6	<p>【意見】</p> <p>3～6 行目「また、(中略) 権利を認めるものでもない。」を、以</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>下の通り修正し、位置を7～13行目「個人情報取り扱い事業者は（中略）本人の利便性を考慮しなければならない。」の後にずらすべきである。</p> <p>「【なお】、法第32条第2項前段は、【本人に対し、開示を請求する保有個人データの特定のための協力を求めることができることを定めたものであって、】本人に対し、開示を請求する保有個人データの範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもない。」</p> <p><b>【理由】</b>            範囲の限定の義務や権利については法32条2項の条文上直接的に触れられておらず、唐突であることから、法32条2項前段の趣旨を記載するとともに、順序としては（2）よりも後に記載すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;"><b>【楽天株式会社】</b></p>	
33	3-5-6	<p><b>【意見】</b>            7～13行目「個人情報取り扱い事業者は（中略）本人の利便性を考慮しなければならない。」を、以下の通り修正すべきである。</p> <p>「個人情報取扱事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示【等、特定のための協力】を求めることができる。【ただし】、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。」</p> <p><b>【理由】</b>            多種多様なサービスを運営し、個人データを各サービスごとに保有している事業者の場合、開示等の請求が「具体的にどの</p>	<p>個人情報取扱事業者は、法第32条第2項前段により、開示を請求している本人に対して、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができます。ただし、本人が開示を請求する範囲を特定したにもかかわらず、当該範囲を限定させることは、本人が任意に同意した場合を除き、認められません。特定のための協力を求めることが、本人に開示を請求する範囲を限定させることができるとの誤解を生じさせないため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>データを対象として行われているのか」が不明なままでは、「円滑な開示等の手続き」を行うことが困難な場合がある。</p> <p>円滑な開示等の手続きのための事業者と請求者の協力の必要性を前提として、特定のための協力を求めることができる旨記載すべきである。</p> <p>※参考（株）ぎょうせい『個人情報保護法の解説 第二次改定版』園部逸夫・藤原静雄著 P254 32条2項の解説</p> <p>「場合によっては事業部門や営業所ごとに独立してそれらを管理していること等も考えられ、このような場合には、請求等を受けた個人情報取扱事業者において受け付けた請求等に係る保有個人データを特定することが困難な場合も想定される。そこで、このような場合のため、本項では、開示等の請求等を受けた個人情報取扱事業者は本人からの開示等の請求等について、具体的にどのデータを対象として行われているのか特定し得る事項の提示を求める一方、個人情報取扱事業者みずからも特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとることとし、当該個人情報の特定に双方が協力する仕組みとしている」</p> <p style="text-align: right;">【楽天株式会社】</p>	
34	8-3(2)	<p>&lt;組織的安全管理措置&gt;</p> <p>整備された個人データの取扱いに係る規律に従った運用の状況を確認する手段について、「システムログ又は利用実績を記録」から「利用状況等を記録」に変更されているが、システムログ又は利用実績の記録が必須ではなく、記録する項目や、事業者の規模及び個人情報を取扱う事務の特性等により、システムログや書面など個々の事業者が判断することでよいか確認させていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人生命保険協会】</p>	御理解のとおりです。
35	8-6	<p>&lt;技術的安全管理措置&gt;</p> <p>今回追記された事項は、個人情報取扱事業者に対し、確認結果を残すなど追加的な対応を求めるものではないとの理解でよい</p>	<p>本案は、法第20条を踏まえ、安全管理措置として個人情報取扱事業者が具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例をお示ししているものであり、個々の実態</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		か確認させていただきたい。 【一般社団法人生命保険協会】	を踏まえて、各個人情報取扱事業者において適切な措置を講じていただくことを企図したものです。
36	8-6	<p>【意見】</p> <p>「不正ソフトウェアの有無を確認」とありますが、(3)における手法の例示の最後にある、「ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知する。」と記載を揃えて、「不正ソフトウェアの有無を検知する。」としてはいかがでしょうか。</p> <p>また、不正アクセス等については、検知するだけでなく、検知後の対応についても記載するのはいかがでしょうか。</p> <p>【理由】</p> <p>情報セキュリティ対策上、一般的には、不正ソフトウェアや不正アクセス等の検知だけでは十分ではなく、不正ソフトウェアの駆除等までを含めた対応が必要であると考えられるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>なお、本箇所は、技術的安全管理措置として、外部からの不正アクセス等の防止のために講ずべき手法を例示としてお示ししているものです。</p> <p>また、個人情報保護法ガイドラインの「4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応」で記載しているとおり、漏えい等の事案が発生した場合の望ましい対応については、別途個人情報保護委員会告示（「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）」）において既にお示ししているところです。</p>

※ 上記意見のほか、告示（案）の内容とは関係がないと考えられる御意見が 5 件ありました。御意見ありがとうございました。

【凡例】

- 「法」：個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）
- 「当委員会」：個人情報保護委員会
- 「個人情報保護法ガイドライン」：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）
- 「Q & A」：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A